

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入（歳入歳出外現金を含み、各省各庁の事務に係るものに限る。以下「歳入等」という。）の納付（納付の委託を含む。以下一において同じ。）を行うために必要となる事項を定めることにより、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付を可能とし、もって当該納付に係る関係者の利便性の向上を図ることを目的とするものとする。

（第一条関係）

二 定義

- 1 この法律において「法令」とは、法律、法律に基づく命令及び最高裁判所規則をいうものとする。
- 2 この法律において「各省各庁」とは、裁判所、会計検査院、内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）
、内閣府、デジタル庁及び各省をいうものとする。

（第二条関係）

第二 情報通信技術を利用して自ら納付する方法による納付

一 各省各庁は、歳入等の納付のうち、当該歳入等の納付に関する他の法令の規定において収入印紙をもつてすることその他の当該歳入等の納付の方法が規定されているもので主務省令（裁判所の事務に係る歳入等にあつては、最高裁判所規則。以下第四までにおいて同じ。）で定めるものについては、当該法令の規定にかかわらず、当該歳入等を納付しようとする者が自ら納付する方法であつて、電子情報処理組織を使用するものその他の情報通信技術を利用するもので主務省令で定めるものにより当該歳入等の納付を行わせることができるものとする。

二 一は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第五項に規定する場合には、適用しないものとする。

（第三条関係）

第三 情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による納付

一 指定納付受託者に委託して納付する方法による納付の実施

各省各庁は、歳入等の納付で主務省令で定めるものについては、二により指定納付受託者（第四の一）の指定納付受託者をいう。以下同じ。）に当該歳入等の納付を委託して納付する方法により当該歳入等の納付を行わせることができるものとする。この場合において、当該歳入等の納付に関する他の法令の

規定において収入印紙をもってすることその他の当該歳入等の納付の方法が規定されているものについては、当該他の法令の規定は、適用しないものとする。

(第四条関係)

二 指定納付受託者に対する納付の委託

各省各庁が一の方法により歳入等の納付を行わせる場合において、当該方法により歳入等を納付しようとする者は、次のいずれかに該当する方法により、当該歳入等の納付を指定納付受託者に委託しなければならないものとする。

1 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により次に掲げる事項を指定納付受託者に通知する方法（当該歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁を通じて通知する方法を含む。

）

- (1) 当該納付に係る歳入等を特定するものとして主務省令で定める事項
- (2) 当該納付をしようとする者に付与された番号、記号その他の符号その他の指定納付受託者が当該歳入等の納付の委託を受けるために必要な事項であつて主務省令で定めるもの
- (3) その他主務省令で定める事項

2 歳入等の納付に係る書面（1(1)に掲げる事項及びバーコードその他の情報通信技術を利用するための符号が記載されたものに限る。）で主務省令で定めるものを指定納付受託者に提示する方法

（第五条関係）

三 指定納付受託者による歳入等の納付

1 指定納付受託者は、二により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該歳入等を納付しようとする者に通知しなければならないものとする。

2 指定納付受託者は、二により委託を受けたときは、当該歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁の長（当該各省各庁が裁判所である場合にあつては、最高裁判所長官。以下同じ。）の定める期間ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を当該各省各庁の長に報告しなければならないものとする。

(1) 報告の対象となった期間並びに当該期間において二により委託を受けた件数及び歳入等の金額の合計額

(2) (1)の期間において受けた委託に係る次に掲げる事項

イ 二1(1)に掲げる事項

ロ 当該委託を受けた年月日

(3) その他主務省令で定める事項

3 指定納付受託者は、二により委託を受けたときは、当該歳入等の額に相当する金銭を受領したかどうかにかかわらず、主務省令で定める日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならないものとする。

4 3の場合において、当該指定納付受託者が3の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなすものとする。ただし、当該歳入等に係る延滞金その他の歳入等の納付の遅滞に係る徴収金に関する他の法令の規定の適用については、指定納付受託者が3の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したかどうかにかかわらず、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなすものとする。

(第六条関係)

四 指定納付受託者からの歳入等の徴収等

1 指定納付受託者が3の歳入等を3の主務省令で定める日までに納付しないときは、各省各庁の長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその歳入等を当該指定納付受託者から徴収するものとする。

と。

2 各省各庁の長は、三三により指定納付受託者が納付すべき歳入等については、当該指定納付受託者に対して1により国税の保証人に関する徴収の例による滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該歳入等に係る二による委託をした者から徴収することができないものとする。

(第七条関係)

第四 指定納付受託者

一 指定納付受託者の指定等

1 各省各庁の長は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて国に当該歳入等を納付する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に実施することができる者として政令で定める者を、その申請により、主務省令で定めるところにより、指定納付受託者として指定することができるものとする。

2 各省各庁の長は、1による指定をしたときは、直ちに、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地、納付を委託することができる歳入等の種類その他主務省令で定める事項を公示しなければならないものとする。

3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を各省各庁の長に届け出なければならないものとする。

4 各省各庁の長は、3による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る事項を公示しなければならないものとする。

5 指定納付受託者は、納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に実施することができる者として政令で定める者に委託することができるものとする。

(第八条関係)

二 指定納付受託者の帳簿保存等の義務

指定納付受託者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならないものとする。

(第九条関係)

三 報告の徴収等

各省各庁の長による指定納付受託者に対する報告の徴収等について所要の規定を定めるものとする。

(第十条関係)

四 指定納付受託者の指定の取消し

各省各庁の長による指定納付受託者の指定の取消しについて所要の規定を定めるものとする。

(第十一条関係)

第五 雑則

一 情報通信技術を利用する方法により納付を行うことができる歳入等の公表

各省各庁は、第二の一の情報通信技術を利用して自ら納付する方法及び第三の一の指定納付受託者に納付を委託して納付する方法により納付を行うことができる当該各省各庁の事務に係る歳入等を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(第十二条関係)

二 権限又は事務の委任

第三及び第四の各省各庁の長の権限又は事務は、政令で定めるところにより、当該各省各庁の機関に委任することができるものとする。

(第十三条関係)

三 主務省令

この法律における主務省令について定めるものとする。

(第十四条関係)

四 政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第十五条関係)

第六 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第二条及び第四条から第六条まで関係)

三 所要の経過措置を設けるものとする。

(附則第三条関係)